

東日本大震災及び原子力発電所事故に係る 避難者支援に関する決議

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から3年が経過したが、未だ故郷を離れ県外で避難を続けている方は5万人以上に上っている。

被災地等では、復興公営住宅の整備や除染作業に取り組む中、県外避難者の帰郷が加速する一方で、帰郷とは別の道や今なお新たに自県外への避難を決断される方もいる。

避難の仕方や避難者個々の事情が年月の経過とともに多様化していることに加え、避難者の生活再建に向けた具体的な将来像が示されていないことを受け、避難者支援を行う自治体等では、「いつまで、どのような支援が必要なのか」今後の支援の展望が描けずにいる。

国では、これまで様々な支援策を講じてきているが、借り上げ仮設住宅制度の期限が平成27年3月末までと迫るなかにおいて、早期に生活再建に向けた見通しを示し、長期化している避難生活の不安を払拭する必要がある。

よって、国においては、避難者をはじめ、避難者支援を行う自治体等に対し、下記事項について、迅速かつ万全の対策等を講じるよう強く要請する。

記

- 1 「子ども被災者支援法(略称)」の理念に基づき、借り上げ仮設住宅に係る入居期限の複数年延長や避難先における就労支援など、避難者の意見を踏まえた具体的な施策を推進すること。
- 2 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう、適切な財政措置を講じること。

以上、決議する。

平成26年5月14日

第164回北信越市長会総会